



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

平成10年公示の幼稚園教育要領の分析と課題(1) :
総則と指導計画作成上の留意点について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-08-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 立元, 真 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3477

平成10年公示の幼稚園教育要領の分析と課題 (1)

— 総則と指導計画作成上の留意点について —

立元 真

An Analysis and Problems of Child-care Guideline for Kindergarten revised in 1998(1)

- General Rules and Important Notice for making Leading Program -

Shin TATSUMOTO

平成10年12月14日、文部省は、文部省告示第174号により、「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第76条の規定に基づき、幼稚園教育要領（平成元年文部省告示第23号）の全部を次のように改正し、平成12年4月1日から施行する」ことを告示した。

新学習指導要領の内容は、同年12月14日の時点でインターネットの文部省のホームページ上で公開されており（文部省、1998b）、同時に示された“（今後のスケジュール）”では、「新学習指導要領は、幼稚園については平成12年度から全面実施する」旨が伝えられている。同時に改訂、公示された小・中学校の学習指導要領が移行措置を経て、平成14年度から全面実施することに比べれば、幼稚園教育要領の改訂の周知のための時間は短く、実際の施行までに15ヶ月半ほどの期間しかない。さらに、保育者を養成する立場にあるものにとっては、猶予は事実上ないものとして考えなければならない。4年制の教員養成系学部の多くにおいては、学生は3年次終了までに教員免許取得あるいは卒業要件の単位のほとんど履修し終わってしまい、新教育要領の理解を徹底させる機会を失ってしまう危険性も考えられ、そして、この現3年次学生が、新教育要領の施行の日に、新任教諭として保育の現場に赴任することになるのである。したがって、改訂の主旨を十分に理解し、施行までの時間が十分でないだけに、この改訂を分析・理解し、改訂にともなう準備を行うこと、改訂にともなって生じる問題を予測し備えることは、まさに急務である。

なお、第2章ねらい及び内容の章でも、重大な変更がなされているが、誌面の都合でこれらについて論じることは次の機会に譲らざるをえない。したがって、本研究は、平成12年施行の新幼稚園教育要領（以下、新教育要領）の第1章総則および第3章指導計画作成上の留意点の部分を中心に、平成2年4月から施行されている現行の幼稚園教育要領（以下、現行教育要領）と比較検討し、それによって、今回の改訂の主旨を整理し、新教育要領に従って保育を変えていくためにはどのような準備が必要であるのか、また、改訂にともなってどのような問題が生じるかを予測することを目的とする。

方法

平成12年4月1日を境に、新教育要領が施行される。これはすなわち、現在行われている現行教育要領に従った保育活動から新教育要領に従った保育活動へ移行することにほかならない。したがって、新教育要領を検討するための第一の資料としては現行教育要領（文部省、1988）を挙げなければならない。そこで、本研究は、新教育要領と現行教育要領を対比させて検討をすすめる。また、中央教育審議会の答申「幼児期からの心の教育の在り方について」（文部省、1998a）、その他の資料を補足的に用いていくことにする。

結果

新教育要領の第1章総則および、第3章指導計画作成上の留意点では、16カ所の追加・挿入、1カ所の記述順序変更、3箇所削除の計20箇所わたる改訂が行われている。これらを対比できる表としてTable 1.～Table 6. に示す。

Table 1. 「第1章総則 1. 幼稚園教育の基本」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>第1章 総 則</p> <p>1 幼稚園教育の基本</p> <p>幼稚園教育は、<u>学校教育法第77条に規定する目的を達成するため①</u>、<u>幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>(3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、<u>幼児一人一人の特性の応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。</u></p> <p>その際、<u>幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。</u><u>この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。</u><u>また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。</u>②</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>1 幼稚園教育の基本</p> <p>幼稚園教育は、<u>幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>(3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、<u>幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。</u></p> <p>註) <u>部</u>は記述の変更のなされた箇所を示す。以下のTableも同様。</p>

Table 2. 「第1章総則 2. 幼稚園教育の目標」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>2 幼稚園教育の目標</p> <p><u>幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら③、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する④幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</u></p> <p><以下略></p>	<p>2 幼稚園教育の目標</p> <p><u>幼稚園は、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</u></p> <p><以下略></p>

Table 3. 「第1章総則 3. 教育課程の編成」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>3 教育課程の編成</p> <p><u>各幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし⑤、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</u></p> <p>(1) <u>幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ⑥、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</u></p> <p><以下略></p>	<p>3 教育課程の編成</p> <p><u>幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</u></p> <p>(1) <u>幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</u></p> <p><以下略></p>

Table 4. 「第3章 指導計画作成上の留意点 序文」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>第3章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。</p> <p>幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、<u>幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない</u>⑦。</p>	<p>第3章 指導計画上の留意点</p> <p>幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。</p> <p>幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成しなければならない。</p>

Table 5. 「第3章 指導計画作成上の留意点 一般的な留意事項」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>第3章 指導計画作成上の留意点</p> <p>1 一般的な留意事項</p> <p><中略></p> <p>(2) 指導計画作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p><中略></p> <p>ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</p> <p><u>その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</u>⑧</p> <p>(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活</p>	<p>第3章 指導計画作成上の留意点</p> <p>1 一般的な留意事項</p> <p><中略></p> <p>(2) 指導計画作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p><中略></p> <p>③ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</p> <p><u>〔7〕</u> 幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p> <p>(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活</p>

活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。⑨

(4) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

(5) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協体制度をつくりながら⑩、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

(6) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。⑪

(7) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児

に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。

〔6〕 長期的に発達を見通した年、期、月などにわたる指導計画や、これとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

〔4〕 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

〔5〕 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。

が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。⑫

(8) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。⑬

註) 部は順序に変更があった条文を示す。

Table 6. 「第3章 指導計画作成上の留意点 特に留意する事項」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>2 特に留意する事項</p> <p>(1) <u>安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。</u></p> <p>(2) <u>障害のある幼児⑭の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。</u></p> <p>(3) <u>幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、盲学校、聾学校、養護学校等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。</u>⑮</p> <p>(4) <u>行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。</u></p>	<p>2 特に留意する事項</p> <p>(4) <u>安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。</u></p> <p>(5) <u>心身に障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。</u></p> <p>(6) <u>行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然な流れの中で生活変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し適切なものを精選し幼児の負担にならないようにすること。</u></p>

(5) 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。⑯

(6) 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、適切な指導体制を整えるとともに、第1章に示す幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、また、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などに配慮して実施すること。⑰

註) 部は削除された条文を示す。

(1) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、他の幼児とかわりながら活動を展開する中で生活に必要な習慣を身に付けるよう援助すること。

(2) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き相手を尊重する気持ちで行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。

(3) 思考力の芽生えを培うに当たっては、遊びを通して気付いたり試したりする直接的な体験の中で知的好奇心を育て、次第によく見よく聞きよく考える意欲や態度を身に付けるようにすること。

新教育要領と現行教育要領の変更点について、Ⅰ指導要領の徹底（指導要領の形式化・形骸化に対して）、Ⅱ家庭との連携・愛着の問題について、Ⅲ「生きる力」について、Ⅳ保育者に求められるものについて、の4つのテーマについて考察していくことにする。

Ⅰ 指導要領の徹底（指導要領の形式化・形骸化に対して）

幼稚園教育の基本における、「幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、①」の部分の追加は、学校教育法77条「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」との関連を強調している。さらに、幼稚園教育の目標の序文の後半では「生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標④」という修飾が付け加えられている。これらは、上位法令である学校教育法との関連を強調することによって、その内容の遵守を徹底させることを図るものだと考えられるが、逆に考えると現行教育要領の徹底が必ずしもなされていなかったことを文部省が自覚していたことを示唆するものであると考えられる。

また、教育課程の編成では、「法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、」と「幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する」との間に、「創意工夫を生かし⑤」という部分が挿入されている。教育課程は、学校教育法や幼稚園教育要領等の関係法令に従い、各幼稚園で独自に作成されるものであるが、法令による縛りのなかで作成されるものであり、また、各幼稚園で教育課程に基づいて作成される各種の指導計画に比べれば抽象的な内容のものであるだけに当たり障りのないもの、保育の対象である子どもの現実に即しない形式的・形骸的なものになってしまうおそれもあるだろう。さらに、指導計画作成上の留意点の序文では、「指導計画を作成しなければならない」という従前の表現が、「指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない⑦」に改められ、単に指

導計画を作成するだけでなく、その指導計画を用いながらも「幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない」ことを強調している。指導計画は、幼児の状況にあわせて柔軟に作成しなければならないものであるが、ここでも指導計画が実際の保育活動と遊離して形式的なものになりがちであること、あるいは、指導計画そのものが機能しないままの保育が行われることに対する危惧が反映されていると考えられる。文部省は、従来の幼稚園教育要領においても、各幼稚園の具体的な保育哲学とも言うべき教育課程を各幼稚園で構成し、それに基づいて、適宜具体化して作成した指導計画に従って保育を行うことを提唱し続けている。この子どもの活動を予測して保育計画を立て、実際に保育を行って、その反省を次の保育に役立てるというスタイルは、科学の基本的なスタイルに準じており、ある程度の技能と追求心を持つものであれば、時代や子どもの現実に即応して適切な対応を行っていける利点がある。科学的なスタイルをとるからこそ、われわれ一般の人間が保育や教育の活動を日々改善しつつ行うことができるのである。子どもをとりまく環境の悪化が指摘される現代においては保育者の能力の向上が求められ、このためにも科学的な保育・教育のスタイルは重要であると考えられる。また、指導計画に従って保育をおこなった結果を、次の保育に生かすために総括する作業はきわめて重要である。これについては、「その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。⑧」と示されているが、総括の重要性を鑑みれば、より強調した記述であってもよかつたのではないだろうか。

新教育要領の一般的な留意点第4項は、現行の教育要領の中では、第6項目として記述されていたが、今回の改訂で第4項目に変更された⑩。これは、文部省としてより強調したい項目として順位を上げて示したものであると考えられる。ここでは、年、学期、月また、より具体的な幼児の生活に即した週、日などの指導計画を適宜作成し、適切な指導をおこなうこと。特に、より具体的な週、日などの指導計画については、「幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること」としている。これらは、序文が「幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない⑧」に改められたことと呼応して、指導計画を作成するだけでなく、その指導計画が、幼児の実態に沿った柔軟なものでなければならず、その指導計画の改善についても柔軟であることの必要性を強調している。しかしながら、指導計画を現実的なものとして作成・運用していくためには、教育要領で旗印を挙げただけでは実現が困難な部分もある。たとえば、週案、日案と称される細かい次元での指導計画を作成するためには、朝夕のバス送迎から居残り保育の実施など、幼稚園教諭の労働条件はあまりに過酷になりすぎている。さらに、平成7年の幼稚園設置基準の改訂では1学級の定員は35名に引き下げられたが、それでもこの数の子ども個々の実態を把握し、それを指導計画に反映させることは容易ではない。これに対しては、保育者の質の向上が望まれ、教員免許法等の法令の改訂によって、幼稚園教諭の免許取得のための科目にある程度の工夫がなされているが、現実の問題は、保育者養成の質の向上だけでは追いつかない次元にあるように感じられる。保育者が、指導計画に十分にかかわれる条件を整備すること、そのための政策を実行することが重要であると考えられる。

また、「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、適切な指導体制を整えとともに、第1章に示す幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、また、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭と

の緊密な連携などに配慮して実施すること。⑰」が新設されている。いわゆる居残り保育についても、「幼稚園教育の基本及び目標」を遵守することと、日常の保育活動や子どもへの負担、家庭との連携の必要性を強調している。

II 家庭との連携・愛着の問題について

幼稚園教育の目標の項目では、文頭から「幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら・・・③」という部分が新たに挿入されている。また、「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、＜中略＞家庭との緊密な連携などに配慮して実施すること。⑰」が新設され、いわゆる居残り保育についても、家庭との連携の必要性を強調している。少子化にともなって、溺愛・過保護・過干渉、あるいは、潜在化しつつもその数を減らすことのない家庭内暴力や児童虐待などのアンバランスな家庭養育が、子どもの発達をゆがめつつあることに対する対策として挙げられたものと考えられる。子どもの発達は、幼稚園の中だけでなされるのではない。集団としての活動をとまなう幼稚園生活と、個々の特性を持つ家庭生活との相互作用の中で子どもの発達がなされるものであるという前提に立って、あらゆる教育・しつけなどを幼稚園に依存しがちな家庭、幼稚園の教育課程とは全く別の方向で養育を進め子どもに葛藤を生じさせている家庭、あるいは、家庭の養育の違いに全く関与せず幼稚園の教育方針を子どもに押し付けて、結果的に教育内容の浅い保育に終始している一部の幼稚園などの問題に対する対処であると考えられる。

ただし、家庭との関係を図るということは、従来ある程度日常の保育の中で行われてきたことである。この強化に重点をおくための改訂であるならば、それにとまなう幼稚園教育の制度の改革も併せて行うべきである。なぜならば、その多くが私立の形態の運営で、少子化のために過激な競争を強いられている幼稚園は、常にぎりぎりの運営を行っており、保育者も家庭との交渉を持つ十分な時間的余裕がなく、まして、そのための十分な研修時間も確保しにくい状況にあるためである。

さらに、発達に伴う子どもの幼稚園生活に配慮すべきである旨を示した文章のあとに、「特に3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること⑨」と付け加え、3歳児に対する慎重な扱いを求めている。3歳児について、特に配慮が必要であることは当然なことであるが、現実には4月以降に3歳を過ぎた子どもを入園させ保育を行っている幼稚園もあり、これについて特に慎重な扱いを、より具体的に示す必要があると考えられる。愛着の発達段階では、幼稚園に年少児として入園する3歳を過ぎた頃から最終の母親のイメージを内在化させる段階に移行する。個人差を考慮すれば、このような子どもや4月を過ぎて3歳児として入園する子どもの多くが、身近に愛着対象者またはその移行対象を必要とする段階にあること。さらに、4月以降に3歳になって入園した子どもを保育する場合、その学級内の子どもの発達差は通常よりもはるかに大きくなること、などを考えあわせると3歳児への仕方は慎重をきわめなければならない。むしろこの新教育要領の記述や法令を含めた対応のありかたは物足りないようにも感じられる。

III 「生きる力」について

改定教育要領の第1章総則、2幼稚園教育の目標の後半では、幼稚園教育の目標に対して「生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標④」という

修飾が付け加えられている。この「生きる力」という言葉は、第2章、ねらい及び内容の中で「この章に示すねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である。」というかたちで用いられている。

学校教育法第78条では、保育の目標として、「幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。」として、「一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。二 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。三 身の周りの社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。」を挙げている。78条の5つの項目は、幼児の「生きる力」を「育成するために」挙げられたものであるということになる。もっとも、第78条がそのような意図をもって作られたものであるのか否かは定かではない。

中央教育審議会の答申「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機一では、その冒頭のから、「(1)「生きる力」を身に付け、新しい時代を切り拓く積極的な心を育てよう」という章を設け、このなかで「子どもたちが「生きる力」(自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力)」(文部省、1998a)と示している。さらに、続いて、「(2)正義感・倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくもう」では、「子どもたちが身に付けるべき「生きる力」の核となる豊かな人間性とは、i)美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、)正義感や公正さを重んじる心、)生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、)他人を思いやる心や社会貢献の精神、v)自立心、自己抑制力、責任感、)他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心である。」と記述している(文部省、1998a)。学校教育法第78条中の記述と答申の中の記述は、完全に一致したものではないが、今回の幼稚園教育要領の改訂が中教審の答申をふまえてなされたものであるとするならば、この「生きる力」は、「自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力」というある程度限定された意味合いで用いられていると解釈してよいだろう。

一般的な留意点の第7項では、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう配慮することを示した文章に加え、「その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。⑫」と、幼稚園外の人的・物的資産を積極的に用いることを推奨している。この記述は、学校教育法第78条の三「身の周りの社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。」や中教審の答申の「(生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、)他人を思いやる心や社会貢献の精神、v)自立心、自己抑制力、責任感、)他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心」を育てる意味で、「生きる力」と関連する部分であるといえよう。この部分の改訂は、地域社会から孤立しがちな幼稚園が存在することを行政として認知していることとともに、子どもの発達の社会的な側面は幼稚園の限られた空間の中で行われるのではなく、より社会に開かれた環境の中で行うべきだとする思想が反映されていると考えることができる。

同じく、第8項では、「幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な

生活態度などの基礎を培うようにすること。⑬」と記述されており、この中の「創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」と言う部分も、中教審答申のなかの「自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力」という記述と関連する。幼稚園の生活は、あくまで「幼児期にふさわしい生活」でなければならない。「幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる」と示したところでは、言葉の領域で文字指導を容認したことなどと絡められて、小学校の学習内容を先行して補う役目を担わなければならないと誤解され、過剰な早期教育を進行させる危険性がある。子どもの社会的な発達や自己学習能力あるいは文字に関する能力は、その発達段階によって異なった様相を見せるものである。ところが、特に幼児の社会的体験や文字指導のための基礎研究は必ずしも十分だとは言えない。1994年から1998年に発行された幼児教育に関連の深い保育学研究、教育心理学研究、発達心理学研究を検索したところ、園外の社会との交渉に関する研究は1本しかなく、また、文字指導に関する研究については4本の資料が検索されたが、これらはまさに今研究中の領域であり、保育現場で生かせるような一般化された知見とはなっていない。科学的な資料の蓄積とその普及を急ぐとともに、そのより慎重な運用が必要であろう。

また、特に留意する事項の第3項では、「幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、盲学校、聾学校、養護学校等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。⑮」が新設されている。障害児と幼児との接触についても、指導する保育者自身が障害児に慣れていない可能性もある（単に幼稚園教諭の免許を取得するだけでは、障害児に関する知識や接触の機会を得ることは少ない。）。実践の中で、多少のトラブルの可能性は否定できず、そのなかで確実にノウハウを蓄積していくことが必要であろう。

IV 保育者に求められるものについて

新教育要領の幼稚園教育の目標の第1項では、「この場合において、教師は、幼児と人やもののかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。②」として、教師の役割として、環境を構成する主体としての立場と、子どものあらゆる活動の場面に応じて臨機応変に様々な役割を果たす柔軟性の重要性を強調している。これらは、発達差、個人差の理解と対応、保育環境を構成する創造性、柔軟性など、保育者に対して高い水準の能力が求められることを強調するものであり、これは、保育者養成機関、あるいは保育者を擁しつつその研修を指導する立場にある者への要求も示唆されているものと解釈できる。もっとも、これらの要件は、倉橋（1965）に示されている、「誘導保育」の概念に通ずるものがあり、高度な技能というよりも、保育者としての哲学が望まれていると考えることができる。

また、教育課程の編成の第1項では、「特に、自我が芽生え他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、⑥」という条文が挿入され、保育者の子どもの心的発達の理解を当然のこととして求めている。

一般的な留意事項の第6項では、「幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行

うようにすること⑩」という1文が新たに付け加えられている。この項目は、保育者に対して、単なる子どもの遊び相手や子守ではなく、また、一方的に指導する存在でもなく、子どもの実態や状況に合わせて柔軟に立場を変え、かかわることのできるプロフェッショナルであることを求めている。

また、特に留意する事項の第5項では、「幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。⑪」が新設され、幼稚園に入園している子どもたちだけのためではなく、地域の幼児教育のセンターとして活用することが盛り込まれている。昨今の幼児を取り巻く生活環境の悪化と、幼稚園教諭が、幼児を扱うプロフェッショナルであることを前提にすれば、この試みは必要なことであるかもしれない。しかしながら、全国の幼稚園の職員数で75%、在籍幼児数では約80%を占める私立幼稚園の職員の多くは若く勤務年数も少ないこと、職員の多くが短期大学卒業（85.9%）の学歴でカウンセリング等の専門的知識に欠けること、バス送迎や保育活動の内容の増加（体操教室やスイミングなど）による職務内容の増加などによって、日常の保育以外の幼児教育のための相談者としての役割を果たすことは現実的には難しいように感じられる。このような、教育要領での旗揚げに、人材育成・人材配置のための予算措置を伴った行政措置がなされなければ、教育要領のこの部分だけでなく、教育要領全体の遵守を徹底させたい文部省の意図にそぐわない結果につながるのではないかと考えられる。

引用文献

- 倉橋惣三 1965 幼稚園真諦 倉橋惣三選集第1巻 7-120. フレーベル館
- 文部省 1989 幼稚園教育要領 大蔵省印刷局
- 文部省 1998a 「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機一、
（中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」答申）、インターネット
<http://www.monbu.go.jp/series/00000041/#1>
- 文部省 1998b 幼稚園教育要領、インターネット
<http://www.monbu.go.jp/news/00000298/index.html>